

- ・ 被害を伝えやすい手段は児童等により様々であることに鑑み、ウェブアンケート、アプリ等のデジタル技術も活用して行うこと
- ・ 記名・無記名にかかわらず、児童等が被害を訴えることで不利益を被らないように、回答者を守る姿勢を徹底し、回答者の心理的安全を確保すること
- ・ アンケートにたくさん書き込んでいる姿を見るだけで、周りの児童等が何かがあったと類推できるため、たくさん書き込まないといけなような設問にしないこと（チェックのみで良い様式とするなど）
- ・ アンケートに回答しているところを周囲から覗き見られる可能性があると考えて、児童等が申出を躊躇するおそれがあるため、アンケートを持ち帰って後日提出する形式でもよいこととすること

③ 適切な報告・対応ルールの策定・周知等

- 児童対象性暴力等の疑い等が生じた際、対象事業者において、迅速な組織的対応を図ることができるよう、日常観察、面談・アンケート、相談等を通じて、児童対象性暴力等や「不適切な行為」の疑い等を把握した場合の報告ルールや、報告を受けた後の対応ルール（対応者、対応事項、対応手順等）を定めることが必要である。
- また、当該報告・対応ルールについては、対象業務従事者や児童等、保護者に対し、あらかじめ周知することが必要である。
- 適切な報告・対応ルールが周知されることで、児童等や保護者にとって、相談後にどのように相談事項を取り扱うかが明確化されることとなり、その積極的な相談が促され、児童対象性暴力等のおそれの早期把握につながることを期待される。
- また、児童対象性暴力等のおそれの端緒を把握した場合に、児童等の負担や記憶の汚染等に配慮すべきといった留意点については、定期的な研修等を通じて対象業務従事者の理解を深めることが重要である。
- また、実際に事案が生じた場合には、対応ルールに基づく対応を進めつつも、原則として、児童等・保護者と十分にコミュニケーションを取り、納得を得た上で対応を進めていくことが重要である。

ア 報告ルール

- 対象事業者において、報告ルールを定めるに当たっては、次に掲げる点に留意することが重要である。
 - ・ 報告ルールには、報告方法（直ちに報告するなど）、報告先、報告内容等を含めること
 - ・ 特に報告先については、組織内での適切な報告ルート（管理職・施設長等への報告、組織の性暴力対応チームへの直接連絡等）を定めるとともに、組織内の権限が大きい従事者

等による児童対象性暴力等の疑いがあった場合に適切な調査等につなげるため、事業者内部の匿名通報窓口の設定や従事者向けの外部通報窓口等の周知を行うことも重要であること

※ 児童対象性暴力等や「不適切な行為」の疑いを把握した職員は、報告ルールに基づく対象事業者内での報告のほか、警察への通報・相談、所管行政庁²⁶等の行政機関への通告、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき事業者外部に設置した窓口への通報などを行う。公益通報者保護法に基づき設置する内部公益通報受付窓口（事業者内の部署に設置するものだけでなく、事業者外部（外部委託先、親会社等）に設置するものを含む。）については「ウ 公益通報者保護法との関係」参照。

イ 対応ルール

- 対象事業者において、報告を受けた後の対応ルール（対応者、対応事項、対応手順等）を定めるに当たっては、次に掲げる点に留意することが重要である。
 - ・ 児童等、保護者、従事者からの相談や報告により、児童対象性暴力等が行われた疑いがあるときに対応する責任者をあらかじめ定めておくことは、速やかに調査・保護・支援を行う上で有効と考えられること
 - ・ 対応者については、一人で抱え込むことや偏った対応になることを避ける必要があることや、対応者本人が児童対象性暴力等の加害者である可能性があること等を踏まえ、複数の者によるチーム対応とし、万が一、責任者など担当チームの構成員によって児童対象性暴力等が行われた疑いが生じた場合も、組織として対応が適切に機能する対応フローをあらかじめ準備しておくことが重要であること
 - ・ 児童対象性暴力等については、そのおそれがある段階から重く受け止めて対応することが重要であり、様子見などをすることなく、組織内外のサポートを得て、あらかじめ設けた担当チームで対応することが有効と考えられること
 - ・ 報告者・報告内容に関する情報の秘密保持を徹底すること（情報の共有範囲は必要最低限とし、情報が漏れて二次被害等に発展しないよう厳格に管理すること）
 - ・ 相談、報告等を行った児童等、対象業務従事者等に対し、相談、報告等を行ったことを理由に、不利益な処分や取扱いを行うことがあってはならないこと
 - ・ このような対応は、報告者や関係者のプライバシーや権利を保護するだけでなく、適切な相談、報告等がなされることにもつながること
 - ・ 各対象事業者において、調査や児童等の保護・支援等に関する経験・知見を有する外部機関をリストアップしておくこと。また、必要な際に支援を求めること等ができる関係性を構築しておくことが望ましいこと

²⁶ 保育所・児童養護施設等に入所する児童等に対する性的虐待について、児童福祉法等に基づき対応を行う行政庁をいう。具体的には、児童福祉法第 33 条の 10 第 2 項の所管行政庁、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）第 17 条の都道府県、及び認定こども園法第 27 条の 2 第 2 項（学校教育法第 28 条第 2 項により準用される場合も含む。）の所管行政庁をいう。

ウ 公益通報者保護法²⁷の関係

○ 児童対象性暴力等のうち、刑法、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法等に規定する罪の犯罪行為に該当するものについては、その事実が公益通報者保護法第2条第3項に定める通報対象事実に該当する可能性がある。

○ 公益通報者保護法では、一定の要件の下、通報対象事実について、労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）等に当たる者が、公益通報者保護法の定める通報先に行う通報（以下「公益通報」という。）を行った場合、その者に対する、解雇その他不利益な取扱いの禁止²⁸、損害賠償の制限²⁹等といった保護について定められている。

○ 対象事業者においては、公益通報者保護法により、公益通報に対応するための体制を整備する義務が課されていること（常時使用する労働者の数が300人以下の事業者に対しては努力義務）、通報妨害の禁止や通報者探索の禁止が課されること等にも留意する必要がある。

※ 公益通報に対応するための体制整備の具体的内容については、「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年内閣府告示第118号）及び消費者庁「公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説」（令和3年10月）参照。

○ なお、報告ルール（「ア 報告ルール」参照）において対象事業者が定める報告先への報告も、公益通報者保護法における保護の対象となり得る。公益通報者保護法においては、同法に基づく通報先について、

- ・ 内部公益通報受付窓口（事業者内の部署に設置するものだけでなく、事業者外部（外部委託先、親会社等）に設置するものを含む。以下同じ。）
- ・ 通報対象事実について処分権限を有する行政機関等
- ・ その者に対し通報することがその発生や被害の拡大を防止するために必要であると認められる者

と定めており、対象事業者が定める報告先が、これらの内部公益通報窓口、行政機関等に該当し、当該報告が公益通報者保護法に定める保護要件を満たす場合には、公益通報としての保護の対象となる。

○ また、報告ルールにおいて対象事業者が定める報告先については、公益通報者保護法に基づき設置する内部公益通報受付窓口と一体的に運用することも考えられる。

²⁷ 公益通報者保護法の内容は、令和8年12月1日施行予定の「公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和7年法律第62号）」による改正後の内容とし、以下同様とする。

²⁸ 公益通報者保護法においては、公益通報をしたことを理由として公益通報者に対して解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止されており、このうち、公益通報をしたことを理由とする解雇及び懲戒は無効とされている。

²⁹ 公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対して損害の賠償を請求することはできない。